

（仮称）松江スポーツコミッション設立基本方針

令和 3 年 3 月

松江市

目次

【1】松江スポーツコミッションの設立目的.....	1
1. 設立目的.....	1
2. スポーツによる地域活性化を実現するために解決すべき課題.....	2
(1) スポーツを通じた消費行動に関する課題.....	2
(2) スポーツイベントや大会の開催支援、合宿の誘致に関する課題	3
【2】松江スポーツコミッションの活動方針.....	4
1. 活動方針.....	4
2. 「観光連携」機能による活動(例)	4
【3】松江スポーツコミッションの運営体制.....	6
1. 基本的な考え方.....	6
2. 運営体制（案）	6
【検討経過】	7
1. 松江市地域スポーツコミッション設立準備委員会 開催経過	8
2. 松江市地域スポーツコミッション設立準備委員会 名簿.....	8
3. 松江市地域スポーツコミッション設立準備委員会 設置要綱	9

【1】松江スポーツコミッションの設立目的

1. 設立目的

松江市スポーツ推進計画に掲げた「スポーツによる地域活性化」を実現するためには、スポーツイベントや大会の参加者や観戦者を観光・飲食などの消費行動につなげることで、さらには、合宿の誘致や開催支援を行うことで新たな来訪者を増やし、市内での消費額全体のパイを増やしていく取り組みを行う必要があります。

今、関係する団体が連携・協力し、この課題を解決し、地域への経済波及効果を高めていくために「(仮称)松江スポーツコミッション」を設立します。

(参考) 松江市スポーツ推進計画におけるスポーツコミッションの位置づけ

【基本方針4】スポーツによる地域活性化

地元スポーツチームの活躍や大規模スポーツ大会の開催を観光振興や新規ビジネスなどに結び付け、まちづくりや地域活性化につながるスポーツ活動の推進に取り組みます。

(2) スポーツと観光との連携による地域活性化

【現状と課題】

市内で開催される大規模スポーツ大会には、宿泊を伴って参加する選手・関係者も多いことから、大会への参加を滞在型観光に結び付ける取り組みが求められます。

また、民間団体によるスポーツ大会や合宿の誘致を推進するために、会場の確保や宿泊、観光などを総合的に支援するワンストップサービスが求められています。

【今後の方向性】

- ・スポーツ大会の運営や宿泊、観光などの支援をワンストップで行うためのプラットフォームとして、松江版地域スポーツコミッションを設立し、競技団体・観光事業者・商工会議所・市などの関係団体が連携してスポーツ大会・合宿などの誘致を推進し、スポーツを通じた観光振興による地域活性化に取り組みます。
- ・国宝松江城マラソンの参加者への市内観光施設の特典提供のほか、さらなる観光振興や地域活性化につながる仕組みについて検討します。
- ・市内で開催される地元スポーツチームのホームゲームの観客やスポーツ大会などに参加する選手・関係者の属性・行動分析により、経済波及効果を検証する仕組みづくりについて検討します。

※「スポーツ振興の視点」をスポーツコミッションに持たせることについては、松江市スポーツ推進計画の「【基本方針1】ライフステージに応じたスポーツ」や「【基本方針2】健康づくりを楽しむスポーツ」などに基づいて、市、松江体育協会、競技団体、地域体育協会、松江市スポーツ・文化振興財団などが引き続き担い、スポーツコミッションと連携を図っていく。

2. スポーツによる地域活性化を実現するために解決すべき課題

(1) スポーツを通じた消費行動に関する課題

- 現在、市内で開催されている主要なスポーツイベントや大会には、県内外から年間約 77,000 人が参加または観戦しているほか、スポーツ合宿では、県外から毎年約 1,000 人が松江市を訪れているが、そのうち何人が幾ら観光・飲食などに消費しているのか実態が把握できていない。

① 主要なスポーツイベントの参加者数

市内で開催されるスポーツイベントに年間約 77,000 人（うち県外約 12,000 人）が参加・観戦している。

大会名	参加者数(人)			開催時期
	全体	うち県内	うち県外	
国宝松江城マラソン	5,086	2,000	3,086	12月上旬
まつえレディースハーフマラソン	2,423	1,892	531	3月中旬
えびす・だいこく 100km マラソン	1,778	953	825	5月下旬
島根スサノオマジック公式戦 (Bリーグ 1 部)	約 60,000	約 52,440	約 6,800	10～5 月 (市内 24 試合)
松江シティFC公式戦 (JFL)	約 8,400	約 6,900	約 1,500	3～12 月 (市内 12 試合)

※「国宝松江城マラソン」「まつえレディースハーフマラソン」「えびす・だいこく 100km マラソン」は 2019 年大会の参加申込者数。

※「島根スサノオマジック」「松江シティ FC」の参加者数は、シーズン 1 試合平均に基づく推計値。(松江開催試合平均観客数:島根スサノオマジック 2,509 人、松江シティ FC 702 人)

内訳は、令和 2 年 10～12 月に実施した来場者アンケートに基づく推計値。

県外客割合：島根スサノオマジック 11.3%(82/723)、松江シティ FC 17.9%(12/67)

② スポーツ合宿の実績

松江市コンベンション開催支援補助金制度や宿泊施設の主体的な取り組みにより、毎年約 1,000 人がスポーツ合宿を通じて県外から本市を訪れている。

年度	件数	うち関西	うち中国	参加者数(人)	延べ宿泊数(人・泊)
H28(2016)	28	22	6	1,278	3,374
H29(2017)	21	19	2	1,174	3,120
H30(2018)	17	16	1	965	2,945
R 元(2019)	8	6	2	560	1,448

※上記実績は全て大学の部活動または同好会

※2019 年度は、新型コロナウイルスの影響により春休み期間の合宿が減少

(2) スポーツイベントや大会の開催支援、合宿の誘致に関する課題

- 大会主催である競技団体は、大会を運営するために必要な人員の確保も難しい状況にあり、参加者を観光・飲食などの消費行動につなげる取り組みまで至っていない。また、参加者を消費行動につなげるノウハウがなく、事業者との連携ができていない。
- 宿泊施設で主体的に合宿の誘致に取り組まれている事例もあるが、宿泊施設が誘致相手に代わりスポーツ施設との予約調整をしづらい実態があり、十分な成果につながっていない。

<課題となっている具体例>

●スポーツ大会

・大会主催者は、大会運営を行うことが第一義であり、大会を地域活性化に結びつけることまで考えていない。

・参加者にサービスとして観光情報などを提供する大会もあるが、主催者の人的体制に余裕がなく、また、主催者ですべて手配を行う必要があることから負担が大きく、提供するサービスは限定的。

●トップスポーツ

・島根スサノオマジックでは、これまで学園通り商店街と連携しホームゲーム観戦チケットの半券提示により店舗で割引等を受けられるサービスを実施したほか、今シーズンは、ファンクラブ会員に限定して、「応援店舗」で特典を受けられるサービスを新たに実施している。しかし、この「応援店舗」はスポンサー企業に限られおり、令和3年1月現在、市内の16店舗に留まっている。また、球団として、県外からの観戦者を飲食や宿泊に誘導できていないことを認識しているが、関係事業者との連携体制が構築できていないため、具体的な取り組みはできていない。

・松江シティFCでは、市がチームと連携して作成した「松江グルメ&観光ガイド」を試合会場で来場者に配布している。また、多くのアウェー客が見込まれる対戦相手の試合会場（浜松・今治など）を市職員が訪問し、自治体担当者との協議や現地でのPRなどを行ってきた。しかしながら、スサノオマジックと同様に、限られた球団の人員体制では、関係事業者との連携体制を構築するまでには至っておらず、アウェー客に対する取り組みは「松江グルメ&観光ガイド」の配布に留まっている。

●国宝松江城マラソン

・一般的なスポーツ大会と同様に、大会運営が第一義。

・参加者に「松江城無料登閣券」「市内観光施設割引券（松江歴史館、小泉八雲記念館、小泉八雲旧居、武家屋敷）」を大会前に送付しているが、関係事業者との連携体制が構築できていないため、利用状況の検証ができていない。

・実行委員会は様々な分野の委員で構成されており、会議の場では、参加者を市内飲食店へ誘導（割引サービス）し地域活性化に繋げる意見は出ているが、事務局の人的体制に余裕はなく、また、取り組みを調整するノウハウがないため実現できていない。

●合宿の誘致

・宿泊施設で主体的に合宿の誘致に取り組まれている事例もあるが、宿泊先が誘致相手に代わりスポーツ施設との予約調整をしづらい実態があり、十分な成果につながっていない。

【2】松江スポーツコミッションの活動方針

1. 活動方針

- スポーツと観光を連携させる活動を基盤とし、さらにスポーツを通じて新たな来訪者を増やす活動に取り組み、これらの相乗効果によって経済波及効果を高めるために「6つの機能」を持たせます。
- 「6つの機能」の全てに当初から取り組むことは困難なため、年次的に取り組みを拡大し、成長・発展していく組織を目指します。
- 活動の基盤となる「観光連携」機能は、令和4年度の本格実施を目標とし、既に市内で開催されているスポーツイベントの参加者・観戦者を観光・飲食などの消費行動やリピート（再訪）につなげる活動に取り組みます。

「6つの機能」と活動開始時期

機能	活動内容の例	目標年度
企画・調整 (調査・研究)	・活動内容の企画(マーケティング、事業計画策定) ・事業効果の測定(アンケート調査・分析) ・運営委員会(仮称)の開催	令和3年度～ (*)
観光連携 (地域経済活性化)	・スポーツイベント参加者向けサービスの実施、PR ・プロスポーツと連携した誘客活動	令和4年度～
情報集約・発信	・大会、イベント情報の集約 ・スポーツ施設空き情報の集約 ・大会情報の広報・PR	令和4年度～
大会・合宿の開催支援	・スポーツ施設・交通・飲食等のワンストップ手配 ・ボランティア組織による運営支援	令和5年度～
大会・合宿の誘致	・競技団体・大学・実業団チーム等への誘致活動	令和6年度～
スポーツツーリズムの推進	・地域の特色を生かしたスポーツを活用した旅行商品の企画、販売	令和7年度～

* 企画・調整機能の一部はスポーツコミッションの設立前にプロジェクトチームとして実施。

2. 「観光連携」機能による活動(例)

ターゲット（5つのスポーツイベント）

- I 国宝松江城マラソンの参加者（5,086人）
- II まつえレディースハーフマラソンの参加者（2,423人）
- III えびす・だいこく100kmマラソンの参加者（1,778人）
- IV 島根スサノオマジックホーム試合の観戦者（約60,000人）
- V 松江シティFCホーム試合の観戦者（約8,400人）

観光や飲食などの消費行動につなげる取り組み

- ① 参加者・観戦者向けの店舗等の特典サービス提供（飲食・観光・宿泊連携）
- ② 大会前後に参加者・同行者へ観光プランの提供（旅行会社連携）
- ③ イベント会場で飲食・地元特産品等のブース出展（飲食・製造・小売業者連携）
- ④ 大会参加者をリピート(再訪)につなげるためのフォローアップ
→メールアドレスやスマホアプリを活用し、観光、グルメ等の情報を継続発信

(仮称)松江スポーツコミッションの設立・活動スケジュール(案)

機能	活動内容の例	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
企画・調整	・プロジェクトチームの設置、会議開催 ・設立総会、運営委員会(仮称)の開催 ・活動内容の企画(マーケティング、試行事業実施) ・事業効果の測定(アンケート調査・分析) ・自立化に向けた事業計画の策定	推進プロジェクトチーム 体制構築・基本計画策定 ★ スポーツコミッション設立	(スポーツコミッション設立後は、スポーツコミッション内のプロジェクトチームに移行する) (設立後2年間は、市を中心とする運営体制)			
		各種事業試行・事業計画策定				
		自立化に向けた事業計画検討				
観光連携	・スポーツイベント参加者向けサービスの実施、PR ・プロスポーツと連携した誘客活動	検討 試行	本格実施	順次拡充		
情報集約・発信	・大会、イベント情報の集約 ・スポーツ施設空き情報の集約 ・大会情報の広報・PR	検討	試行	本格実施		
大会・合宿の開催支援	・スポーツ施設・交通・飲食等のワンストップ手配 ・ボランティア組織による運営支援		検討 試行	本格実施		
大会・合宿の誘致	・競技団体、大学、実業団チーム等への誘致活動		検討	試行	本格実施	
スポーツツーリズムの推進	・地域の特色を生かしたスポーツを活用した旅行商品の企画、販売		検討	試行	本格実施	

【3】松江スポーツコミッションの運営体制

1. 基本的な考え方

- スポーツコミッションの活動による経済波及効果の一義的な受益者は地域の民間事業者であることから、民間主体の持続可能な組織とします。
- 効率的な運営体制とするため、全く新しい組織を設立するのではなく、既存の組織にスポーツコミッション機能を付加する形を検討します。

2. 運営体制（案）

- 令和4年3月にスポーツコミッションを設立することを目標として、松江市地域スポーツコミッション設立準備委員会を継続し、基本計画等について検討します。
- 令和3年度に「松江スポーツコミッション推進プロジェクトチーム」を設置し、活動内容の具体的な検討や設立に必要な準備を行うとともに、「観光連携」機能による活動を試行的に開始します。
- スポーツコミッション設立当初の2年間（令和4年度、5年度）は、松江市で事務局を担い、自主財源の確保など自立可能な事業計画等について検討し、令和6年度から既存の民間組織に事務局を移行することを目指します。
- 事務局の移行先は、スポーツコミッションの「6つの機能」を早期かつ効率的に発揮させるため、松江商工会議所などを中心に検討します。
- 「地域おこし協力隊」が設立準備段階から事務局業務に関わり、プロジェクトチームと連携して活動を行うことで、民間組織に事務局を移行した後も円滑にスポーツコミッションを運営できる人材の育成に努めます。

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
名称		松江スポーツコミッション推進プロジェクトチーム	(仮称) 松江スポーツコミッション			
組織形態		—	任意団体			
事務局	事務局の中心団体	松江市	松江市		民間団体	
	事務局長	＜兼＞松江市スポーツ課長	＜兼＞松江市スポーツ課長		＜兼＞民間団体（管理職）	
	事務局担当職員	＜兼＞松江市スポーツ課職員（係長・担当）	＜兼＞松江市スポーツ課職員（係長・担当）			
		＜兼＞地域おこし協力隊	【専】地域おこし協力隊OG		【専】地域おこし協力隊OG	
		＜兼＞民間団体職員※	＜兼＞民間団体職員※		＜兼＞民間団体職員	
	事務所	松江市スポーツ課（※民間団体の担当職員も、所属元と協議の上、定期的に事務局業務に関わっていく。）	松江市スポーツ課（※民間団体の担当職員も、所属元と協議の上、定期的に事務局業務に関わっていく。）		民間団体の事務所に置く。	
参加団体		主に、設立準備委員会の構成団体。	左記の団体に加えて、趣旨に賛同する民間事業者、スポーツ関係団体等の参加を募る。		事業の展開に合わせ、さらなる参加団体の拡充を目指していく。	

【検討経過】

1. 松江市地域スポーツコミッション設立準備委員会 開催経過

回	開催日	議題
第1回	令和2年 12月21日(月)	・講演「スポーツを通じた地域活性化」(日本スポーツツーリズム推進機構) ・スポーツコミッションの設立に係るこれまでの経過 ・観光・スポーツによる誘客の現状と課題 ・誘致活動に関連する団体の活動状況 ・松江版地域スポーツコミッションの活動内容及び運営体制
第2回	令和3年 2月9日(火)	・(仮称)松江スポーツコミッションの設立目的及び活動方針(案) ・(仮称)松江スポーツコミッションの運営体制(案)
第3回	令和3年 3月22日(月)	・設立スケジュール及び運営体制(案) ・令和3年度の体制(案)について ・「(仮称)松江スポーツコミッション設立基本方針(案)」

2. 松江市地域スポーツコミッション設立準備委員会 名簿

[委員]

	分野	所属	氏名	備考
1	経済団体	松江商工会議所 専務理事	松浦 俊彦	委員長
2	観光	一般社団法人松江観光協会 常務理事	錦織 裕司	
3	コンベンション	一般財団法人くにびきメッセ 専務理事	吉田 稔	
4	宿泊業	松江旅館ホテル組合 組合長	植田 祐市	
5	旅行業	一般社団法人日本旅行業協会 中四国支部島根地区委員会 委員長	齋藤 忠志	
6	運輸・交通	一般社団法人島根県旅客自動車協会 専務理事	秦 日出海	
7	飲食業	^{まいもん} 松江美味店会 会長	吉村 日出国	
8	スポーツ団体	公益財団法人松江体育協会 専務理事	安部 隆	
9	プロスポーツ等	株式会社バンダイナムコ島根スサノオマジック 代表取締役COO	中村 律	
10	プロスポーツ等	松江シティFC株式会社 取締役	久保田 俊也	
11	障がい者スポーツ	松江市障害者スポーツ協会 事務局長	安部 晶	
12	報道	山陰中央テレビジョン放送株式会社 取締役	山田 英治	
13	政府系金融機関	株式会社日本政策投資銀行 松江事務所長	廣田 晃良	

[アドバイザー]

	所属	氏名
1	一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構 事務局長	中山 哲郎
2	松江市産業経済部定住企業立地推進課 地域資源活用コーディネーター(地域おこし協力隊)	塩谷 夏輝

(順不同・敬称略)

3. 松江市地域スポーツコミッション設立準備委員会 設置要綱

松江市地域スポーツコミッション設立準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 松江市スポーツ推進計画（令和2年度～令和6年度）に基づき、地域スポーツコミッションを設立するために必要な事項を検討するため、松江市地域スポーツコミッション設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 準備委員会は、広く有識者の意見を聞き、松江市におけるスポーツを通じた地域活性化と地域課題の解決を図るため、市長が必要と認める委員により構成する。

2 委員は、20名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 準備委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

(アドバイザー)

第5条 専門的な見地から助言を得るため、必要に応じて、準備委員会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーの任期は、委員の任期に準ずる。

(会議の開催)

第6条 準備委員会の会議は、必要の都度開催する。

2 委員及びアドバイザー（以下「委員等」という。）は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員等以外の者を参考人として会議に出席させ、意見を聞くことができる。

4 会議は、原則として公開により行うものとする。ただし、松江市情報公開条例（平成17年松江市条例第14号）第30条の規定により、準備委員会が会議の全部または一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

(次ページへ)

(報償費及び旅費)

第7条 委員等及び参考人が会議に出席したときは、松江市報酬費用弁償支給条例（平成17年松江市条例第43号）の規定に準じて報償費及び旅費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が松江市の職員である場合若しくは受取を辞退した場合又はその他市長が適当でないと認めた場合には、報償費及び旅費は支給しない。

3 前2項の規定は、前条第2項に規定する代理人について準用する。

(庶務)

第8条 準備委員会の庶務は、政策部スポーツ課において処理する。

(解散)

第9条 準備委員会は、その設置目的が達せられたと市長が認めたときは、解散する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月10日から施行する。